

令和8年駒ヶ根市教育委員会第2回定例会 次第

令和8年2月27日(金)午後2時
駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室

- 1 開 会
- 2 教育長報告 P1
- 3 事業報告及び事業計画 P4
 - ・臨時教育委員会 3月2日(月)午後3時 南庁舎 2階 大会議室
 - ・定例教育委員会 3月25日(水)午後2時 保健センター2階 大会議室
- 4 審議案件
 - 議案第1号 令和8年度予算概要について P6
 - 議案第2号 令和7年度補正予算について P19
 - 議案第3号 公民館長の任命について P27
- 5 協議事項
 - (1) 令和7年度教育委員会表彰について 別紙
 - (2) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について P28
 - (3) 来年度学級編成について【非公開】 別紙
- 6 報告事項
 - (1) 行事共催等承認申請の専決処分について P43
- 7 その他
 - (1) 校長の離任と着任における教育委員の任務について 別紙
- 8 閉 会

令和8年 第2回 駒ヶ根市定例教育委員会

「1月は行く 2月は逃げる 3月は去る」

本年度も残り1ヶ月となりました。第6回飛騨市ウエルビーイングフォーラムに参加した翌日(2/15)ですが、びっくりするくらい暖かく、上着も要らない陽気でした。翌16日は、さすがに朝の冷え込みは厳しいものがありました。二十四節気「雨水」も過ぎ、伊那谷もだんだんと春らしくなっていくことと思います。各学校の校舎回りにある樹木も、たくさんのつぼみが分かるまでになっているのではないのでしょうか。

各学校でも「まとめ・実り」に向かっています。中学校では、進路実現に向けて真っ最中の時です。3年生の進路だけではありません。2年生・1年生にとっても新しい学年や生徒会の始まり(準備)です。同じように小学校6年生も中学校進学に向けて様々な準備が始まっていますし、5年生から1年生まで、学年に応じた1年間のまとめと進級の準備が進んでいることと思います。

～「歌会始の儀」～

宮中の正月行事「歌会始の儀」が1月14日に皇居で行われました。今年のお題は「明」ということでした。共通の題で歌を詠む歌会は、奈良時代には始まっていたとされ、鎌倉時代には行われていた「歌御会始」に、一般の応募が認められたのは明治7年ということでした。皇室と国民を結ぶ長い歴史を持つ行事が「歌会始の儀」です。

天皇陛下・・・「天空に かがやく明星 眺めつつ 新たなる年の 平安祈る」

元日の夜明け前から行われる祭祀で、賢所の回廊から輝く「明けの明星」をご覧になり、その美しさを感じ入られるとともに、新たな年の平安を祈られた時のお気持ちを詠まれたということです。

皇后さま・・・「メダル掛け 笑顔明るき 選手らに 手話で伝える 祝ひのことば」

去年11月、デフリンピックの水泳を観戦し、選手らと手話で直接会話ができたとうれしく思われた気持ちをお詠みになられたということです。

愛子さま・・・「日本語を 学ぶラオスの 子どもらの 明るき声は 教室に満つ」

去年ラオスを訪問した時に現地の中高生らが日本語を楽しく学んでいる様子を視察し、ほほえましく思われた気持ちをお詠みになられたということです。

秋篠宮さま・・・「夜明け前 一番鶏の鳴く声に アンルーナイの 一日始まる」

アンルーナイ : タイにある野生動物保護区のこと。

秋篠宮妃紀子さま・・・「雨降れば 部屋で工作紙芝居 『あそびのひろば』は 明るい広場」

佳子さま・・・「ブラジルと 日本で会った子どもらの 明るい未来 幸せ願ふ」

悠仁さま・・・「薄明かり 黄昏とんぼは 橋のうへ 青くつきりと 俊敏に飛ぶ」

「歌会始」に初出席。

マルタンヤンマというトンボを赤坂御用地内で夕暮れに間近に見ることができたのがうれしかった気持ちを詠まれたとのこと。

「明」というテーマ(お題)では、「始まり」「笑顔」「未来」といった情景が思い浮かぶ、感じるということで

しょうか。自分自身で思い・感じることと、人と人との関係の中で感じること様々ですが、「明るい未来」や「明るい人々」「子どもたちの朗らかさ」といったものが思い浮かぶのでしょうか。

教育委員の皆様にとっての「明」はどうでしょうか。

【 R 8年度に向けて 】 ・ ・ ・ 駒ヶ根市小・中学校の挑戦

「子どもが行きたくなる「魅力ある学校」にするために」 ・ ・ ・ ウェルビーイング実践校 TOCO-TON 提案書より

- ・「授業づくり」「絆づくり」「居場所づくり」を3つの視点とし。
- ・「魅力ある学校づくり」「チーム学校」が合言葉。

- ・新たな不登校の芽を摘む不登校対策。
 - ・チーム支援体制を整え不登校児童生徒・保護者を支える。
 - ・家庭から出られなかったり校内中間教室（相談室）などを利用したりしている児童生徒が多い現状。
- *この状況を改善するために、**学校の仕組み改革が必要である。**

* 魅力ある学校づくり

仕組み改革1 ・ ・ ・ 弾力的な日課・授業時間、教育課程編成 ・ ・ ・ 「授業づくり」

仕組み改革2 ・ ・ ・ 多様な人間関係が築ける集団づくり ・ ・ ・ 「絆づくり」

仕組み改革3 ・ ・ ・ 多様性を包み込む、安心できる環境づくり ・ ・ ・ 「居場所づくり」

* チーム学校

今の自校を、子どもたちを「見る」「視る」「看る」「観る」「診る」

・ ・ ・ 分担するのではなく、一人を複数の目で ・ ・ ・ それが「チーム支援」

【 子ども観 ・ 指導観 】

- ・ 県教委では、小学校1年生を25人規模の学級（ニコニコ学級加配）を計画。
- ・ 目的の一つは「インクルーシブ教育の推進」
- ・ 「多様性を包み込む」「共存」の方向 ・ ・ ・ 各学校ではどうか。共存に係る状況はどうか。

* 支援員の先生方の動きは一つのポイント

・ 各学校で「特別支援教育支援員の先生方の支援の具体」の研究・共通理解を。

* 保育・幼児教育との連携・接続

・ 幼保 — 小 「学びの接続」「連携」「小1のカリキュラム」等の研究・共通理解が必要。

* 教員（人材）育成 「ネクストを育てる」

- ・ 先生方がつくり出す教育 ・ ・ ・ 「研鑽と修養」。(信州教育の基となるもの)
- ・ 先生方の自主性・自発性 ・ ・ ・ 研修参加に迷っている先生方の背中を「そっと」押せる管理職の感性。
- ・ チーム対応 ・ ・ ・ 先生方も助け合っている。

・ *** 必要な時に、必要なものを、必要な人に勧められる管理職の感性。**

* 授業づくり・授業改善

・ 立ち歩きによる情報交換、自由進度学習 ・ ・ ・ 学び方の変化により、指導観も変化。教員はコーディネーター的指導。

・ 子どもの姿を通して授業を語る ・ ・ ・ 信州教育には外せない観点。

*** 子どもを「見る」「視る」「看る」「観る」「診る」目や、学校体制をきちんとつくる必要性。**

教育委員会としての取組み

(1) 指導主事等の活用

* 授業づくり : 島尻指導主事

- ・ 学力観、学力向上：非認知能力検査の導入による、学力向上の方向性。
- ・ 教育課程編成、日課表の検討、教科・領域学習支援。

- ・自由進度学習、小学校高学年教科担任者制等、新たな学びの支援。

- ・キャリア教育の推進：キャリアフェスの推進。

*絆づくり、居場所づくり：桐山指導主事

- ・校内教育支援センター（校内中間教室、相談室等）の運用

- ・教育相談関係：子どもと親の相談員、子ども・家庭教育相談員（子ども課）、SSW（南信教事）

- ・教育支援センター（駒ヶ根市中間教室）：島尻指導員（教育相談機能を有する。）

*幼保－小の連携、接続：塩澤指導主事（幼児教育アドバイザー）

- ・交流活動：「遊び」の指導。

- ・かかわりづくり（仲間づくり）。

- ・環境調整、カリキュラムづくり。

*部活動地域展開の推進：社会教育課スポーツ振興係長 他

- ・休日の部活動地域展開：運動部活動については、R 8. 4. より地域展開の予定。

- ・文化系部活動：部活動指導員または外部指導者の導入による支援。

文化系運営団体支援：検討中。

- ・大会参加に係る輸送費の補助：児童生徒、保護者負担軽減。（担当：子ども課）

- ・小学校の課外活動（陸上、金管、合唱 等）についても検討。

(2) 学校作業療法士の導入

- ・児童・生徒の発育発達特性に応じた「個別最適な学び（支援）」「協働的な学び（支援）」の実践。

- ・担任、教職員の思い、願いに沿った活動の支援。

- ・学級づくり、仲間づくり、関係づくりの支援。

- ・教育相談（教職員、保護者）。

- ・特別支援教育支援員との連携、支援。

- ・コーディネーターの育成、教員の負担軽減。

*自分らしさ（その子らしさ）の追究・・・「多様性」に係る支援。

*不登校、集団不応児童生徒対応。

(3) 総合・生活科、総合的な学習の時間、探究活動の推進

- ・活動費の助成。

- ・CS、地域人材（地域講師）等の活用の推進。

(4) ICT活用・推進

- ・環境整備。

(5) その他

2月分 教育委員会事務事業計画

2026年2月24日

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	日			
2	月	10:00	庁議[市役所大会議室]	教育長、次長
		13:30	市内公民館連絡協議会[赤穂公民館]	社会教育課
3	火	9:30	市内校長会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長、子ども課
		19:00	青少年育成委員会後期総会[南庁舎大会議室]	教育長、社会教育課
4	水	13:00	19市スポーツ担当課長会議[書面会議]	社会教育課長
			主幹指導主事訪問[教育長室]	教育長
5	木	16:00	給食財団評議員会[南給食センター]	教育長、次長、子ども課
6	金			
7	土			
8	日		衆議院議員総選挙投票日	
9	月	10:00	庁議[市役所大会議室]	教育長、次長
		15:30	不登校児童生徒支援委員会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課
10	火	10:00	文化財団館長会[文化センター]	社会教育課
		15:00	新入学児童カバン贈呈式[南小]	市長、子ども課
		15:00	日本ホッケー協会ホッケータウンプレサミット[東京]	次長、社会教育課
11	水	15:00	ネパール民際[アルパ]	子ども課
12	木	9:00	部課長会[市役所大会議室]	教育長、次長、両課長
			県青少年補導委員会・補導センター連絡協議会合同理事会[松本市]	社会教育課
		15:00	天竜かっぱ広場運営委員会[かっぱ館]	教育長、社会教育課
		16:00	学力向上検討委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
13	金	15:00	図書館協議会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
14	土	10:00	飛騨市ウェルビーイングフォーラム[飛騨市]	教育長、次長、子ども課
15	日			
16	月	15:30	特別支援教育コーディネーター連絡会[南庁舎大会議室]	教育長、子ども課
17	火	終日	文化財団先進地視察[岐阜県]	教育長、次長、社会教育課
18	水		芸術鑑賞教室(赤穂小6年)[赤穂小]	社会教育課
19	木	10:00	議会全員協議会	教育長、次長
		15:30	幼児幼年教育研究会[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
		17:00	全国大会出場選手激励会[教育長室]	教育長、次長、社会教育課
20	金	10:00	3月議会開会	教育長、次長
21	土			
22	日			
23	月			
24	火	18:30	スポーツ推進審議会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、社会教育課
25	水	18:00	図書館を使った調べる学習コンクール全国表彰授与式[文化センター]	教育長、社会教育課
26	木			
27	金	14:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長

3月分 教育委員会事務事業計画

2026年2月24日

曜日	時刻	事業内容	摘要
1	日	赤穂高校定時制卒業証書授与式[赤穂高校]	欠席
2	9:30	市町村教委連絡会[伊那合庁]	
	15:00	臨時教育委員会[南庁舎大会議室]	教育委員、教育長、次長、両課長
3	火	13:30 市内園長会[保健センター第1会議室]	子ども課
4	9:30	市内校長会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
	10:00	駒ヶ根工業高校卒業式[駒工]	欠席
5	木		
6	金	9:00 一般質問[議場]	教育長、次長
7	土		
8	日	14:00 市スポーツ協会指導者研修会[南庁舎大会議室]	社会教育課
9	9:00	一般質問[議場]	教育長、次長
	18:15	休日部活動地域移行協議会役員会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、両課長
10	火		
11	水	9:00 議会委員会[市役所第5会議室]	次長、両課
12	9:50	赤穂学校同窓会入会式[赤中]	教育長
	10:00	十二天の森整備活用検討委員会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、社会教育課
	13:30	子ども子育て会議[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
13	金	AM 市内小学校卒業式	教育委員、教育長
14	土		
15	日		
16	9:00	議会予算特別委員会[第5会議室]	次長、両課
	18:15	休日部活動地域移行協議会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、両課長
17	火	9:00 庁議[市役所大会議室]	教育長、次長
18	AM	市内中学校卒業式	教育委員、教育長
	18:00	伊那新校懇話会[伊那合庁]	教育長
19		公立後期選抜発表	
	10:00	議会最終日[議場]	教育長、次長
	13:30	部課長会[市役所大会議室]	教育長、次長、両課長
20	金		
21	土		
22	日		
23	月	9:00 庁議[市役所大会議室]	教育長、次長
24	8:45	市職員新規採用職員研修[市役所大会議室]	教育長
	13:30	転退職教職員送別の会[南庁舎大会議室]	市長、教育委員、教育長、次長、両課長、子ども課
25	水	14:00 定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
26	木	保育園幼稚園卒園式[各保育園幼稚園]	教育長、子ども課
27	金	15:45 市町村教委連絡会教育長部会[いなっせ]	教育長
28	土		
29	日		
30	月	9:00 庁議[市役所大会議室]	教育長、次長
31	火	10:00 退職者送別式[市役所大会議室]	全職員

政策 1-1 **未来を担うひとづくりを進めます**

【総合戦略Ⅲ-(1)-② 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援】
 【総合戦略Ⅲ-(2)-① 子育ての負担軽減への取組】

1 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援 R8.2
子ども課

めざす姿 子どもを望む全ての人々が安全安心な妊娠・出産・楽しい子育てができ、子どもたちが健やかに成長発達している。

	推移 (R7見込み)						目標
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
安心して子育てできる支援が整っている	-	3.28p	-	3.22p	-	-	3.50p
この地域で今後も子育てをしていきたい人の割合	94.1	96.3	96.4	97.8	91.9	92.0	96.0
乳幼児健診の受診率	95.0	97.8	97.9	98.6	96.9	98.2	99.0

8年度のポイント
 ①妊産婦の健康への支援の充実
 ②乳幼児の健やかな成長発達を促す支援
 ③発達特性をもつ子どもの早期発見・早期療育を推進

① 妊産婦期の健康支援

■ 妊婦一般健康診査支援事業

継続

【予算額 20,439千円】

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦一般健康診査、妊婦歯科健診の補助を行います。
 ・妊婦健診受診票の発行 1人当たり14回分 127,740円

■ 遠方の産科医療機関等での妊婦健診交通費補助

新規

【予算額 67千円】

医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦への健診受診に係る交通費補助を行います。交通費(往復分)の8割を助成

■ 妊婦の健康保持の支援・不安の軽減

・母子健康手帳の交付

面談を通じて妊婦の生活状況を把握しながら、健康診査受診の勧奨、体づくりのための生活習慣等保健指導を行います。支援の必要者には支援計画を作成し、医療機関等と連携を図りながら継続した支援を行います。

母子健康手帳の交付人数
(R7見込み)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
人数	213	185	174	164	155

・両親学級3回コース

母父共に、妊娠から出産・子育てまでの母子の心身の成長の理解を深め、妊娠中の身体管理方法、不安の軽減、親となる心構えと育児の実際について伝え、円滑な育児開始を図ります。

■ 産後ケア事業

継続

【予算額 1,890千円】

医療機関や助産所に宿泊・通所または訪問にて、産後の身心のケア、育児不安等の軽減、育児手技の獲得等を図るための保健指導を受ける費用の一部を助成します。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
利用延日数	7	13	5	23	50 (R7見込み)

■ 産婦健康診査支援事業

継続

【予算額 1,600千円】

産後間もないお母さんのこころと身体健康と産後うつ病の予防/早期発見等のため、産婦健康診査の費用の一部を助成します。 1人上限5,000円/回×2回

■ ほほえみ支援事業(不妊治療費助成金)

継続

【予算額 2,000千円】

不妊に悩む夫婦の精神的、経済的負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の一部を助成します。
 (令和4年度から、不妊治療は保険適用、市助成額の上限を10万円から20万円に引き上げ)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
申請件数(件)	36	23	18	13	15
助成額(千円)	2,731	2,426	1,226	1,125	1,500 (R7見込み)

② 乳幼児の健やかな発達の促し

■ 新生児聴覚検査助成（委託料・補助金）

継続

【予算額 800千円】

すべての新生児が検査を受けられるよう、新生児聴覚検査にかかる経済的負担の軽減のため、検査費用の補助を行います。1人1回上限5,000円

■ 1か月児健康診査支援事業

【予算額 967千円】

1ヶ月児健診の負担の軽減を図るため、受診券方式による公費負担を行います。

■ 乳幼児健康診査、育児相談

乳幼児期の成長発達を確認し、疾病等の早期発見、子育てに関する不安や悩みの軽減を図ります。

・健康診査：3ヶ月、9ヶ月、1歳6ヶ月、3歳

・育児相談：6ヶ月、12ヶ月、2歳3ヶ月

(法定健診)1歳6ヶ月児健診 (R7見込み)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象児数(人)	209	194	202	175	160
受診者数(人)	202	191	201	170	159
受診率(%)	96.7	98.5	99.5	97.1	99.2

(法定健診)3歳児健診 (R7見込み)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象児数(人)	227	237	195	198	192
受診者数(人)	222	228	181	187	184
受診率(%)	97.8	96.2	92.8	94.4	95.9

■ 子どもを健やかに育てる環境づくり

市保健師や助産師、市内産科医療機関または助産所の助産師が全出生児対象に新生児訪問を行います。また、助産師・栄養士等の専門職が子育て支援センターに出向き、気軽に相談できる環境づくりに努めます。

■ 未熟児養育医療給付事業

【予算額 1,300千円】

出生後、指定医療機関へ入院し、養育を行う必要のある乳児に対して、医療の給付を行います。

■ 安全な予防接種の推進

継続

【予算額 62,937千円】

疾病の発生及びまん延を予防し、子どもの健やかな成長支援を図ります。また、より安全で接種しやすい環境づくりのため、全ての予防接種を個別接種により実施します。令和8年度から、RSウイルス母子免疫ワクチンも定期接種となります。

【定期予防接種】 5種混合、2種混合、BCG、水痘、麻疹風しん、日本脳炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタ、HPV、3種混合、不活化ポリオ、RSウイルス母子免疫ワクチン

【任意予防接種】 インフルエンザの感染リスクを下げ、安心して受験に臨めるよう、中学3年生のお子さんのインフルエンザ予防接種費用の一部を補助します。

③ 発達特性をもつ子どもの早期発見・早期療育の推進

■ 児童発達支援事業

拡充

【予算額 52,948千円】

発達障がい等心身に何らかの障がいあるいは発達特性を有し、訓練を必要とする児童に対して、日常生活の自立及び集団生活適応力、社会力をつけるための個別、集団の療育訓練を行います。保護者とともに、より一人ひとりの個別性に合わせた療育を行うため、職員を増員します。

【児童発達支援施設つくし園 利用延人数】 (R7見込み)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
児童発達支援(乳幼児、園児)	2,259	2,512	2,196	2,242	2,300
放課後等デイ(学童)	285	382	455	495	510
保育所等訪問支援	21	65	56	60	65
タイムケア(障がい児の一時預かり)	93	10	1	6	3

2 家庭・地域の子育て力の向上 R8.2
子ども課

めざす姿

- 様々なニーズに対応した子育てが安心して行える環境が確保され、気軽に相談できる体制や地域も含めた子育て全般に渡るサービスが整っている。
- 児童虐待もなく、不登校などにもつながらない健全な家庭生活が保たれている。

	推移						目標	
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
安心して子育てできる支援が整っている(ポイント)	3.25	-	3.28	-	3.22	-	3.40	3.50
この地域で今後も子育てをしていきたい人の割合(%)	93.6	94.1	96.3	96.4	97.8	93.2	95.0	96.0

8年度のポイント 気軽に子育て支援サービスが受けられる環境を整備し、子育て家庭の心身及び経済的な負担軽減に努めるとともに、子どもに関する相談体制を充実します。さらに、関係機関等と連携し、ヤングケアラーの把握や不登校児童生徒などに対する取組を推進します。

① 子ども交流センター・子どもクラブの運営 **継続** 【予算額 48,306千円】

○共働き家庭等の児童が、放課後の安全に利用できる居場所を提供する。

- ◆児童厚生員等の報酬、施設維持、トイレ様式化改修工事等
- ◆子ども交流センター利用状況（4館※の平日1日平均利用人数）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (見込み)
人数	127.9	144.5	136.9	148.6	146.1	165.3

※すずらん・三和森・赤穂東・みなみ子ども交流センター

- ◆子どもクラブ利用状況（2館※の平日1日平均利用人数）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (見込み)
人数	20.2	26.4	23.1	33.2	37.3	42.8

※中沢・東伊那子どもクラブ

② 子育て家庭の支援事業 **継続**

- ◆ファミリーサポートセンター事業（託児支援） 【予算額 5,487千円】
- ◆ショートステイ事業（短期宿泊予約支援） 【予算額 642千円】
- ◆ハッピーママサポート事業（家事援助支援） 【予算額 270千円】

③ いい育児の日関連イベント開催事業 **拡充** 【予算額 1,190千円】

- ◆フリーマーケットや親子で参加できる体験コーナー等
- ◆公園に飛び出そう！（こどもの公園写真募集と展示）
- ◆家庭や地域で子育てに参加できるイベント開催

④ 妊婦さん・産後ママ応援タクシー券事業 **継続** 【予算額 610千円】

○出産前後の母親が検診や買い物などで外出したい時や、緊急時に家族等の支援が得られない場合のセーフティネットとして、また、都市部から移住された女性の不安軽減を目的に、出産前後の母親が利用できるタクシー券（500円）をエリアごとの枚数で交付する。

- ◆竜西地区：24枚 ・竜東地区1：48枚 ・竜東地区2：72枚
- ◆実績（R7は12月末現在）

	R5	R6	R7
交付者数	96人	66人	38人
実利用者数	182		

⑤ 赤ちゃん育児ライフ応援事業 **継続** 【予算額 7,500千円】

○乳児の育児をする世帯に商品券を発行し、利用できる店舗・商品の情報や店舗等の子育て応援情報を発信して育児生活を応援する。子育て中の世帯が商店街を利用することで、商店街の子育てを応援する機運の醸成に繋げる。

- ◆新生児1人当り50,000円分の『つれてってプリペイドカード』を発行。
- ◆実績（R7は12月末現在）

	R4	R5	R6	R7
交付件数	210件	177件	169件	109件

⑥ 地域子どもの未来応援事業

継続 【予算額 3,600千円】

○子どもの健やかな成長を支援することを目的として、子どもに対する学習支援、生活支援・相談など子どもに関する課題解決のための事業を実施する団体に対して補助を行うことで、市民団体の子育て支援活動を増進し、子どもの成長と子育てを市民全体で応援する機運の醸成を図る。

◆実績 (R7は12月末現在までの交付決定額)

	R5	R6	R7
申請団体数	3 団体	4 団体	3 団体
申請金額	3,123千円	3,394千円	3,974千円

⑦ 妊婦のための支援給付事業

継続 【予算額 15,060千円】

○安心して出産・子育てに望めるよう、伴走型相談支援に合わせ、国の妊婦のための支援給付金のを交付する。

◆1回目：妊娠届出時面談後 交付額50,000円 (口座振替による)

◆2回目：全戸訪問面談後 交付額50,000円 (口座振替による)

◆出産・子育て応援交付金実績

出産・子育て応援交付金	R5	R6	R7
出産応援交付金	307 件	175 件	17 件
子育て応援交付金	205 件	167 件	33 件

◆妊婦のための支援給付金 (R7は12月末現在までの交付決定額)

	R7
1回目給付	94 件
2回目給付	84 件

⑧ 子どもに対する相談・支援体制の充実

拡充

◆家庭児童相談員による相談業務

【予算額 10,698千円】

【家庭児童相談対応延べ件数】

内容	年度				
	R2	R3	R4	R5	R6
養護	639	501	404	767	648
育成	161	116	37	75	64
その他	59	31	56	179	193
合計	859	648	497	1,021	905

●性格や行動、心身の発達・障がい、家庭環境、虐待などの子どもに関する相談を受け付けます。
必要な場合は、児童相談所等関係機関へつなぎま

◆教育相談員による相談業務

【予算額 7,316千円】

【教育相談対応延べ件数】

内容	年度				
	R2	R3	R4	R5	R6
不登校	150	103	85	51	82
発達障害	95	98	85	39	65
就学指導	177	205	210	231	269
その他	104	150	122	179	149
合計	526	556	502	500	565

●不登校やいじめ、就園・就学・学びの場に関する

⑨ 発達障がい児に対する相談業務・療育支援

◆公認心理師による相談業務等

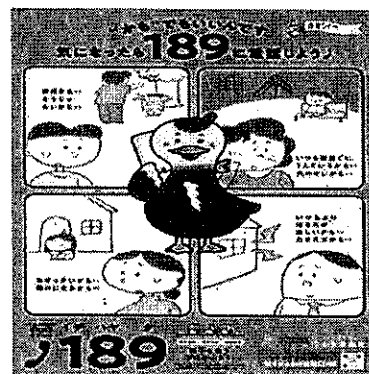
継続

【予算額 9,924千円】

【カウンセリング等延べ件数】

内容	年度				
	R2	R3	R4	R5	R6
巡回相談	167	168	180	138	157
健診相談	12	30	14	25	27
その他	187	206	150	157	129
合計	366	404	344	320	313

●公認心理師による保育園・幼稚園の巡回相談や個別相談・発達検査などを実施することで、療育を



●児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号。
●「189」にかけるとお近くの児童相談所につながります。
●通告・相談は匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

3 幼児期の健全育成の推進

R8.2
子ども課

めざす姿

- 子どもたちが体を使った遊びを行い、年齢にふさわしい体力・運動能力を身につけている。
- 地域の特性を生かした保育がなされ、子どもたちが自然に親しみ、想像力や豊かな感性を身につけている。

8年度の
ポイント

- ① 子どもの体力向上を推進します。
- ② 地域に根ざした特色ある取組を進めます。

① 子どもの体力向上の推進

継続

○保育園・幼稚園における運動遊びの推進

子どもたちの体力や運動能力を高めるため、日常の保育の中に運動あそびを取り入れるとともに、親子で体を動かすことを楽しむ機会を提供し、保育の質の向上を目指します。

○幼児運動能力評価

引き続き、幼児運動能力評価を実施し、駒ヶ根市の子どもたちの運動能力の現状を把握することで、運動能力向上に向けた保育の取組に生かします。

② 地域に根ざした特色ある取組

継続

公立・私立保育園幼稚園の入所状況と今後の予想(各年4月1日現在・R08は予定)

(単位：人)

	R04	R05	R06	R07	R08
公立保育園(8園)	618	573	523	504	532
公立幼稚園(2園)	53	64	51	40	
私立保育園(2園)	169	163	161	150	156
私立幼稚園(1園)	56	51	42	32	42
私立小規模保育施設(1園)			12	12	15
合計	896	851	789	738	745

○未満児保育料の軽減

継続

- ・市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、第1子は半額、第2子以降を無償化します。
- ・市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯は、第2子は半額、第3子以降を無償化します。

○幼児教育無償化の実施

継続

- ・3歳以上児および3歳未満児のうち住民税非課税世帯の子どもについて保育料を無償化します。
- ・3歳以上児の副食費について市で1,900円負担するとともに、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯、または第3子以降の副食費を無償化します。

○公立保育園の運営

拡充

【予算額 421,407千円】

- ・保育士の確保対策・環境改善
派遣保育士等の活用 1名
長野県保育士移住支援事業の活用 県1/2
保育補助員の配置 加配補助4名、延長保育補助2名

【うち予算額 14,237千円】

- ・保育ICTシステム導入

新規

【うち予算額 29,913千円】

○保育・幼児教育ビジョンに基づく施設整備

拡充

【予算額 387,166千円】

- ・新園舎設計業務
- ・新園舎建設工事及び工事監理
- ・赤穂南幼稚園解体工事

- 私立保育所・幼稚園運営費 **継続** 【予算額343,477千円】
 - ・ 公定価格に基づく給付費等 国1/2 県1/4

- 私立保育所・幼稚園特別保育事業補助金 **拡充** 【予算額31,496千円】

- ・ 各園の特別保育

(単位：千円)

	福岡保育園	桜ヶ丘保育園	聖マルチン幼稚園	J's 保育園駒ヶ根	備考
延長保育事業	4,000	4,000	-	2,000	国県補助2/3
一時保育促進事業	1,200	-	11,340	-	国県補助2/3
乳児保育	510	510	-	-	県補助1/2
加配支援事業	-	-	-	4,944	県補助1/2
その他特別保育事業	484	308	-	-	
合計	6,194	4,818	11,340	6,944	

- ・ 保育ICTシステム導入補助 国1/2 県1/4 **新規** 【うち予算額2,200千円】

- 未就園児童の子育て支援等 **継続** 【予算額59,627千円】

- ・ 利用者数の推移 (R06は見込み 年間延利用者数：子供の人数)

年度	R02	R03	R04	R05	R06	R07
きっずらんど*	1,334	1,351	2,002	3,327	3,723	3,030
まあるくなあれ♪	3,488	3,450	2,433	4,139	4,238	4,235
一時預かり事業	805	540	591	814	990	852

- ・ きっずらんど、まあるくなあれ♪事業
駅前アルパ「きっずらんど」、経塚支援センター「まあるくなあれ♪」を設置し未就園児親子の交流支援を図ります。
きっずらんどの土曜日開館を継続します。
- ・ 地域子育て拠点支援事業・乳幼児一時預かり事業
市内医療機関と連携し、未就園児親子の交流支援や、8カ月未満の乳幼児の一時預かりを実施します。
- ・ 世代間交流事業(おじいちゃん先生)
- ・ 病児・病後児保育事業
児童が病気の治療中又は病気の回復期にあり、集団保育等が困難で、かつ保護者の就労等により家庭での保育が困難な際に、市内、飯島町、中川村の医療機関等併設の病児保育室において児童を一時的に預かり、子育てと就労の両立の支援を図ります。
- ・ 幼児教育アドバイザー配置
「保育・幼児教育ビジョン」を推進するため、幼児教育アドバイザーを配置し、「内から育つひたむきな子」育成に努めます。
- ・ こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業) **新規** 【予算額3,915千円】
経塚保育園に併設する子育て支援センターで実施します。

4 子どもの食育の推進

R8.2
子ども課

めどす姿

●様々な経験を通じて、食への関心を高め、地域に根差した食に関する知識や健全な成長に必要な食品を選択する力を身につけ、豊かな心を育み、健全な食生活を実践している。

8年度の ポイント

- ① 子ども達が体験しながら楽しく学ぶ食育を推進します。
- ② 家庭での食育を推進します。
- ③ 「お弁当の日」を推進します。

① 体験しながら学ぶ食育の推進 継続

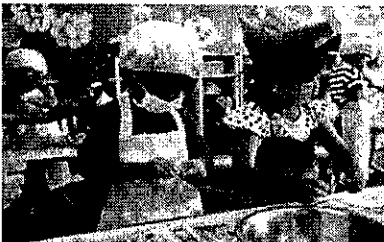
○園児への体験機会の提供

・園での野菜作り、収穫した野菜の調理体験、給食での行事食や郷土食の提供、親子クッキングなど、体験を通じた園児たちの食への関心を高める取り組みを進めます。



○家庭と共にすすめる食育

園児が望ましい食生活習慣や生活リズム、マナーなどを身につけるために、園の給食や給食だより、食育応援団や親子クッキング等で、共食や朝食の大切さなどの啓発を行います。



② 学校食育の推進 継続

【予算額40千円】

- 「お弁当の日」のお弁当作り
- 食育授業・講演会

③ 実態調査

- 食育アンケート（3年に1回実施（次回令和9年度実施））

5 学校教育の充実 R8.2
子ども課

めざす姿 確かな学力や体力、豊かな人間性を持ち、自立して生きていける力を身につけ、地域づくりを担っていける子どもたちが育っている。

指標名	推移						目標	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	→	R8
標準学力調査の目標値を上回った教科数、全国学力・学習状況調査の全国平均を上回った教科数の割合	未実施	59.1%	52.2%	18.2%	31.8%	20.8%	→	80.0%

- 8年度のポイント**
- ① ICT教育の充実とネットワーク環境の整備
 - ② 学力向上プログラム・中学生海外派遣による国際人の育成
 - ③ 学校作業療法士配置・水泳授業の民間活用モデル事業
 - ④ 学校給食費の保護者負担軽減

- ① **ICT教育の充実** **継続** 【予算額 90,029千円】
 - 一人一台端末(Chromebook、iPad:2,949台)、学習用ドリルアプリ、大型提示装置等の活用
 - 教員の指導力強化とICTリテラシーの向上(ICT支援員配置・ICT研修の実施)
 - ICT教育運用・保守等委託(障害対応、修繕、セキュリティ対策、保守等)
- ② **教科指導の強化** **継続** 【予算額 30,459千円】
 - 学力向上対策指導主事(子ども課:1名)、専科教員((中学校:5名)国語・英語・理科等の個別教科の充実)、ALTの配置((4名)小学校外国語活動・中学校英語教育の支援充実)
- ③ **不登校児童・生徒の居場所づくり** **継続** 【予算額 22,622千円】
 - 不登校対策指導主事(子ども課:1名)、子どもと親の相談員(小学校:2名)、生徒相談員(中学校:3名)、中間教室適応指導員の配置(子ども課:2名)
- ④ **学習習慣形成** **継続** 【予算額 64,920千円】
 - 特別支援教育支援員(小学校:20名、中学校:3名)、看護師の配置(小学校:2名)
- ⑤ **標準学力調査・集団適応調査** **継続** 【予算額 3,460千円】
 - 標準学力調査
 - ▶ 全国学力・学習状況調査と併せ小学校3年から中学校3年まで実施(小学校:国語・算数、中学1、2年生:国語・数学・理科・社会・英語、中学3年生:理科・社)
 - ▶ 児童・生徒の成長の把握とつまずきの発見・克服、指導法の検討と授業改善
 - 心理検査(QU調査、非認知能力)
 - ▶ 小中学校全学年実施、学級集団の状態や、子ども一人一人の意欲・満足度などを測定
 - ▶ 学級経営の改善により、いじめ・不登校の防止と学力向上につなげる
- ⑥ **特色ある学校づくり** **継続** 【予算額 2,850千円】
 - 各学校の教育目標の達成に向けた校長裁量予算
 - ▶ 学力向上や指導力向上、地域に開かれた学校づくりなど、総合的な学習の時間を中核とした特色ある学校運営を校長のリーダーシップにより推進
 - ▶ コミュニティ・スクールの導入促進、活動充実など
- ⑦ **中学生海外派遣国際交流事業** **継続** 【予算額 4,872千円】
 - ネパールポカラ市への中学生派遣交流
- ⑧ **通学カバン贈呈** **継続** 【予算額 3,309千円】
 - 新小学1年生の希望者に通学カバンを贈呈
- ⑨ **学校作業療法士配置モデル事業** **新規** 【予算額 1,444千円】
 - 市内小中学校へ作業療法士を配置
- ⑩ **水泳授業の民間活用モデル事業** **新規** 【予算額 7,392千円】
 - 市内小中学校の水泳授業をスイミングスクールへ民間委託
- ⑪ **小学校給食費の抜本的な負担軽減事業** **新規** 【予算額81,282千円】
 - 小学校給食費への負担軽減
- ⑫ **学校給食物価高騰対策事業** **拡充** 【予算額33,190千円】
 - 学校給食食材値上がり分の補助

【総合戦略Ⅳ-(1)-② 学校・家庭・地域社会との連携強化による教育力向上】
 (政策1-1) 【総合戦略Ⅳ-(1)-③ キャリア教育・ふるさと教育の推進】

6 学校・家庭・地域社会との連携強化による教育力向上 R8.2
子ども課
社会教育課

めざす姿 未来を担う子ども・若者たちが、学校や家庭をはじめ地域社会全体の支援を受けながら、豊かな人間性や社会性を身につけて成長している。

指標名	推移					目標	
	H29	R1	R3	R5	R7	→	R8
家庭・学校・地域が協力して子育てをしている。	3.47p	3.47p	3.55p	3.39p	3.47p	→	3.65p
青少年が心身ともに健康に育つ環境にある。	3.37p	3.35p	3.43p	3.35p	3.48p	→	3.49p

8年度のポイント

- ① 学校支援ボランティアの充実
- ② キャリア教育の推進
- ③ コミュニティ・スクールの推進(地域とともにある学校づくり)

- ① **学校支援ボランティア** **継続** 【予算額 981千円】
 - 放課後学習支援
 - 授業支援
 - 外国語活動支援
 - クラブ活動支援
 - 本の読み聞かせ支援
- ② **キャリア教育の推進** **継続** 【予算額 100千円】
 - 産学官の連携強化(キャリア教育推進協議会)
 - 職場体験学習
 - JICAの学校交流事業
 - 郷土愛プロジェクト・キャリア教育かみいな交流会
- ③ **コミュニティ・スクールの推進** **継続** 【予算額1,400千円】
 - 市内全小中学校

8年度のポイント 青少年育成委員とともに、より良い環境づくりを進めます。

- ① **青少年健全育成事業** **継続** 【予算額 1,297千円】
 - 地区子ども会活動推進事業補助
 - ・ 市内16区にある子ども会の活動を支援する。
 - ・ 地区子ども会活動の交流
 - ジュニアリーダー研修
 - ・ ジュニアリーダー・シニアリーダー 約35名
 - ・ 各種研修を実施
 - ・ VYS会に指導を依頼
 - 二十歳を祝う会の開催
 - ・ 8月15日開催
 - 対象者数 約300名



ジュニアリーダー研修会

- ② **青少年育成センター事業** **継続** 【予算額 659千円】
 - 青少年育成委員の活動を支援
 - 各区分から選出される青少年育成委員34名による青少年育成活動及び補導活動を支援する。
 - ・ 青少年育成委員活動
研修会、交流会への参加、子ども会活動の運営
 - ・ 青少年の補導活動
巡回指導、街頭指導の実施、青少年健全育成協力店推進活動



令和7年度 二十歳を祝う会

1 生涯学習の推進

R8.2
社会教育課

めざす姿

- 誰もが生涯にわたって自由に学ぶことができ、その成果が地域づくりに活かされている。
- 生涯学習施設が、学び・実践・交流していく場所として活用され、望ましい学習態様が構築されている。

	推移							目標
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
生涯学習に取り組みやすい（満足度調査）	3.04p	—	3.16p	—	3.07p	—	3.18p	3.27p
図書館や公民館などの利用環境が整っている（満足度調査）	3.58p	—	3.71p	—	3.65p	—	3.81p	3.84p

8年度の
ポイント

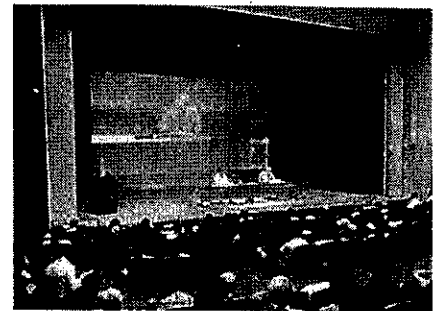
- ① 多様なニーズや新たな生活様式、ライフスタイルに対応できる学習情報や機会の提供方法を検討し、実践していきます。
- ② 生涯学習活動を支援します。

① 社会教育総務管理事業 **継続** 【予算額 3,669千円】

- 学習情報の提供（「生涯学習メニュー版」発行など）
- 人権教育の推進
- 社会教育委員会活動

② 公民館管理運営事業 **継続** 【予算額 42,149千円】

- 3公民館共同事業の実施
ふるさと講座等の開催、公民館報の発行
- 各公民館の管理運営
公民館運営審議会の開催
学級・講座の企画運営による学習活動
分館の活動促進（分館長・主事会の開催）



平和講座

③ ふるさとの丘管理運営事業 **継続** 【予算額 10,905千円】

- 指定管理による維持管理
竹花工業㈱駒ヶ根支店に指定管理を委託し、施設の維持管理を行う。

④ 十二天の森整備運営事業 **継続** 【予算額 3,301千円】

- 生涯学習の場、保育園・幼稚園の自然体験の場として活用する。
整備活用検討委員会の開催
活用イベント等の開催
遊歩道、支障木等の整備
パンフレット作成
森の活用拡充



Live in 十二天の森

⑤ 市民農園整備運営事業 **継続** 【予算額 114千円】

- 市民農園の貸出
市民農園 北割23区画、南割16区画、計39区画の貸出し

2 文化財の保存と活用

R8.2
社会教育課

めざす姿

変わらないものの価値を後世に引き継ぐため、貴重な文化財の調査研究が進められ、有効利用しながら保全に努めている。

	推移								目標
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
文化財の指定件数	48件	48件	48件	50件	50件	50件	50件	50件	

8年度の
ポイント

- ① 文化財の保存を図る
- ② 文化財の有効活用を図る

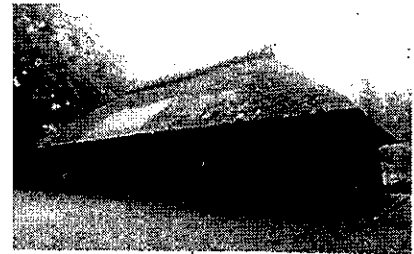
① 旧竹村家管理運営事業 **継続・新規**

【予算額 31,296千円】

●指定管理による維持管理

●旧竹村家住宅保存修理工事

- ・令和7年度基本設計に基づく実施設計、工事
(令和7.8年継続費)



② 文化財保存事業 **継続**

【予算額 7,221千円】

●文化財の指定、保存及び活用

- ・文化財審議会の開催

●指定文化財の保存管理

- ・市所有文化財の保存管理（旧木下家住宅、民俗資料館、赤須城跡、芭蕉の松 等）
- ・ハッチョウトンボ生息地環境整備、観察会（ハッチョウトンボを育む会より引継）
- ・文化財保存管理等のための人材（学芸員）配置
- ・県宝小町谷家住宅修理工事補助金（県補助の随伴補助）

名勝光前寺庭園整備活用事業

- ・名勝光前寺庭園整備活用委員会の開催

③ 埋蔵文化財発掘事業 **継続** 【予算額 150千円】

埋蔵文化財発掘調査委託

- ・埋蔵文化財包蔵地において緊急的に発掘調査が必要となった場合に実施する
その後、事業主より調査費を補填させる
- ・埋蔵文化財包蔵地にかかる保存・保護活動

3 文化芸術活動の推進 R8.2
社会教育課

めざす姿 多くの市民が多様な文化芸術に触れる機会を持ち、自らも文化・芸術活動に参加をしている。

	推移 (R7の利用者数は見込み)							目標
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
文化芸術に親しみやすい(満足度調査)	2.97p	-	2.99p	-	3.00p	-	3.10p	3.27p
文化センター利用者数	134千人	69千人	72千人	99千人	111千人	110千人	90千人	170千人

8年度のポイント ① 優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供します。
② 文化施設の整備を進めます。

① 総合文化センター等の運営 **継続・新規** 【予算額 253,281千円】

●文化センター管理運営事業 (223,227千円)

- ・駒ヶ根市文化財団に指定管理を委託し、各種事業の実施及び施設の維持管理を行う
- ・市民に芸術鑑賞を提供する自主事業の開催 (40周年記念公演の開催)
- ・伝統芸術文化の継承と保存、文化団体・鑑賞団体の育成と支援
- ・駒ヶ根市文化財団職員の人件費補助

●文化センター改修事業 (5,000千円)

- ・改修基本計画に基づいたLED化、内部タイル改修の実施設計
- ・北側駐車場改修整備調査

●図書館管理運営事業 (16,837千円)

- ・駒ヶ根市文化財団に指定管理を委託し、図書館運営を実施
- ・図書、諸資料の購入による蔵書資料の充実を図ることで、子育て応援にも繋げる。
- ・子ども読書活動推進計画によるブックスタート、セカンドブックに加え、小学校1年生対象のサードブックの配布を継続します。
- ・絵本巡回事業の実施、おはなし会及びお楽しみ会等各種催し物の開催
- ・協働電子図書館事業への参画

●博物館管理運営事業 (5,868千円)

- ・駒ヶ根市文化財団に指定管理を委託し、博物館運営を実施
- ・第25回「駒展」及び第11回ジュニア駒展の開催
- ・各種企画展示の開催
- ・資料の収集整理、博物館報の発行
- ・県宝指定「小町谷家住宅」の資料の整理・保存
- ・郷土館展示整理
- ・登戸研究所平和資料館展示ガイドの手当
- ・収蔵庫収蔵品の落下防止対策

●天竜かっぱ広場管理運営事業 (2,349千円)

- ・駒ヶ根市文化財団に指定管理を委託し、天竜かっぱ広場運営を実施
- ・ふれあい講座、出前講座等の開催
- ・館収蔵資料・作品による企画展示や特別展の開催
- ・竜東地域活性化への協力

② 文化芸術振興事業 **継続** 【予算額 7,150千円】

●エル・システム事業(音楽を通じて生きる力を育む事業)

- ・市内小学生を対象に、エル・システムのプログラムを活用した弦楽器教室等を開催
- ・市内小学校で弦楽器、和楽器、雅楽の「鑑賞教室」の実施

●駒ヶ根子ども音楽祭の開催

- ・子どもたちの文化芸術団体の発表の場として開催する。

●文化芸術振興

- ・文化芸術推進委員会開催

4 市民スポーツの推進 R8.2
社会教育課

めざす姿 ニュースポーツ、アスリートスポーツ問わず、すべての市民が求めるニーズに合わせ、それぞれの世代で楽しくスポーツに親しんでいる。

	推 移							目 標	
	H24	H29	R3	R4	R5	R6	R7	R9	R10
※H24, R4はスポーツ推進計画策定年度 ※H29は第1次計画の中間年度									
スポーツ少年団の小学生の加入割合	23.4%	30.2%	26.7%	25.3%	25.5%	27.4%	25.2%	30.0%	30.0%
週1回以上スポーツを実施する市民の割合	32.0%	31.0%	-	30.7%	-	-	-	65.0%	65.0%

8年度のポイント

- ① 生涯スポーツ活動の推進と、環境整備を進めます。
- ② スポーツを通じて地域コミュニティの形成を目指します。
- ③ 国民スポーツ大会に向け、施設整備や競技者増加に向けた取組みを進めます。

① 市民スポーツの推進

● スポーツイベント、スポーツ大会、スポーツ教室等を開催し、市民のスポーツ活動機会の提供、地域の交流、活性化に取り組みます。

- ・ 市民スポーツ大会（旧市民総体）の開催
- ・ 市民スポーツ教室の実施
- ・ 信州駒ヶ根ハーフマラソン大会再開に向けた調査等

● トップアスリートとの交流や大学等との連携により、スポーツの魅力、楽しさに触れる機会、体力の向上等に取り組みます。

- ・ かけっこ教室の開催
- ・ 日本体育大学等連携事業
- ・ 幼児運動能力評価事業

● スポーツ関係者やスポーツ団体等への支援により、市民のスポーツ活動の推進に取り組みます。

- ・ スポーツ協会、スポーツ少年団への支援
- ・ 中学校部活動の地域展開（認定地域クラブ活動）への支援
- ・ 各種大会出場者等への支援（全国大会、市町村対抗駅伝等）

継続 【予算額 3,874千円】



継続 【予算額 1,837千円】



拡充 【予算額 6,780千円】



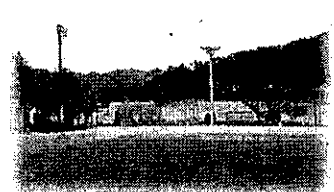
② 体育施設整備運営事業

● 個別施設計画を踏まえ、計画的に更新、整備を図ります。

- ・ 丸塚公園運動場改修実施設計（照明設備LED化等）

● 指定管理による体育施設の維持管理を行い、施設・設備・器具など利用者が安全・安心に利用できる環境づくりに努めます。

継続・新規 【予算額 60,290千円】



③ 国民スポーツ大会運営・施設整備事業

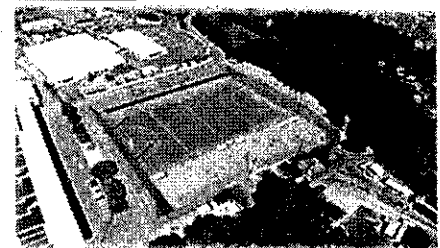
● 国民スポーツ大会に向けた施設整備を行います。

- ・ 馬住ヶ原運動場整備人工芝新設等工事

● 国スポに向けた大会実行委員会の運営

- ・ 大会実行委員会の総会、常任委員会、専門委員会の開催
- ・ 日本ホッケー協会アンバサダーによるホッケー教室
- ・ ホッケータウン推進事業（自治体連携事業、地元チームのPR活動等）

継続・新規 【予算額 613,418千円】



令和8年第2回(3月)市議会

令和7年度 一般会計補正予算(第13号)の概要

【一般会計補正予算(第13号)予算規模】 493,182千円 (19,659,376千円 → 20,152,558千円)

令和7年度 一般会計補正予算(第13号)

【歳出】

(単位:千円)

No.	課名	区分	内容	補正額																					
1	総務	追加	職員人件費(退職手当) 職員の早期退職等にかかる退職手当追加分を予算計上します。 (単位:千円)	補正額	68,897																				
			特定財源																						
			一般財源		68,897																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補正前額</th> <th>補正額</th> <th>補正後額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正規職員分の追加</td> <td>27,503</td> <td>68,897</td> <td>96,400</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補正前額	補正額	補正後額	正規職員分の追加	27,503	68,897	96,400														
項目	補正前額	補正額	補正後額																						
正規職員分の追加	27,503	68,897	96,400																						
2	企画振興		寄附金の整理 いただいたご寄附を基金へ積み立て、今後、寄附者のご意向に沿った事業へ活用します。 (単位:千円)	補正額	3,000																				
			特定財源	寄附金	3,000																				
			一般財源		0																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>寄附目的/(積立てる基金)</th> <th>寄附額(補正)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務費寄附金</td> <td>地域振興へ(ふるさとづくり基金)</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>	項目	寄附目的/(積立てる基金)	寄附額(補正)	総務費寄附金	地域振興へ(ふるさとづくり基金)	3,000	総務費寄附金															
項目	寄附目的/(積立てる基金)	寄附額(補正)																							
総務費寄附金	地域振興へ(ふるさとづくり基金)	3,000																							
3	企画振興	追加	ふるさと寄附金の増額 ふるさと寄附の見込に基づいて増額する経費等を計上します。 (単位:千円)	補正額	350,000																				
			特定財源	寄附金	350,000																				
			一般財源		0																				
			ふるさと寄附金																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補正前</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと寄附受付サイト等利用手数料外</td> <td>158,405</td> <td>38,481</td> <td>196,886</td> </tr> <tr> <td>ふるさと寄附取扱業務委託料</td> <td>543,595</td> <td>136,519</td> <td>680,114</td> </tr> <tr> <td>ふるさとづくり基金積立金</td> <td>700,000</td> <td>175,000</td> <td>875,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,402,000</td> <td>350,000</td> <td>1,752,000</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補正前	補正額	補正後	ふるさと寄附受付サイト等利用手数料外	158,405	38,481	196,886	ふるさと寄附取扱業務委託料	543,595	136,519	680,114	ふるさとづくり基金積立金	700,000	175,000	875,000	合計	1,402,000	350,000	1,752,000		
			項目	補正前	補正額	補正後																			
ふるさと寄附受付サイト等利用手数料外	158,405	38,481	196,886																						
ふるさと寄附取扱業務委託料	543,595	136,519	680,114																						
ふるさとづくり基金積立金	700,000	175,000	875,000																						
合計	1,402,000	350,000	1,752,000																						
4	企画振興	決算見込減額	総務費不用額の減額 予算執行残見込額を減額します。 (単位:千円)	補正額	△ 20,040																				
			特定財源	国支出金	△ 14,040																				
			一般財源		△ 6,000																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補正前額</th> <th>決算見込額</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口改革事業</td> <td>62,290</td> <td>56,290</td> <td>△ 6,000</td> </tr> <tr> <td>所得税・住民税所得割定額減税調整給付金</td> <td>134,700</td> <td>120,660</td> <td>△ 14,040</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>△ 20,040</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補正前額	決算見込額	補正額	窓口改革事業	62,290	56,290	△ 6,000	所得税・住民税所得割定額減税調整給付金	134,700	120,660	△ 14,040	合計			△ 20,040	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金					
項目	補正前額	決算見込額	補正額																						
窓口改革事業	62,290	56,290	△ 6,000																						
所得税・住民税所得割定額減税調整給付金	134,700	120,660	△ 14,040																						
合計			△ 20,040																						
5	福祉	追加	障がい者福祉サービス事業費(介護・訓練給付費)の増額 障がい者の各種サービスにおける介護・訓練給付費の執行状況を踏まえ、不足見込分を予算計上します。 (単位:千円)	補正額	25,000																				
			特定財源	国支出金	12,500																				
			一般財源	県支出金	6,250																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補正前額</th> <th>補正額</th> <th>補正後額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護・訓練給付費</td> <td>1,034,000</td> <td>25,000</td> <td>1,059,000</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補正前額	補正額	補正後額	介護・訓練給付費	1,034,000	25,000	1,059,000	障がい者介護給付費国庫負担金(負担率1/2) 障がい者介護給付費県負担金(負担率1/4)													
項目	補正前額	補正額	補正後額																						
介護・訓練給付費	1,034,000	25,000	1,059,000																						

No.	課名	区分	内容	補正額																																																
6	福祉 子ども		過年度交付金等返還分 過年度の各種交付金等について精算し、受入超過額について国または県へ返還します。 (単位:千円)	補正額 49,135 特定財源 繰入金 222 雑入 1,445 一般財源 47,468 介護保険特別会計繰入金 雑入(福祉課)																																																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>受入済額</th> <th>国(県)負担額</th> <th>差引返還額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重層的支援体制整備事業交付金</td> <td></td> <td></td> <td>13,291</td> </tr> <tr> <td> 国への返還分</td> <td>29,954</td> <td>20,344</td> <td>9,610</td> </tr> <tr> <td> 県への返還分</td> <td>12,197</td> <td>8,516</td> <td>3,681</td> </tr> <tr> <td>低所得者保険料軽減負担金</td> <td></td> <td></td> <td>167</td> </tr> <tr> <td> 国への返還分</td> <td>10,756</td> <td>10,645</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td> 県への返還分</td> <td>5,378</td> <td>5,322</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>地域医療介護総合確保基金事業</td> <td>93,213</td> <td>91,768</td> <td>1,445</td> </tr> <tr> <td>地域福祉増進事業</td> <td>3,661</td> <td>1,882</td> <td>1,779</td> </tr> <tr> <td>生活保護費</td> <td>173,419</td> <td>142,810</td> <td>30,609</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援交付金</td> <td>25,488</td> <td>23,644</td> <td>1,844</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>49,135</td> </tr> </tbody> </table>	項目	受入済額	国(県)負担額	差引返還額	重層的支援体制整備事業交付金			13,291	国への返還分	29,954	20,344	9,610	県への返還分	12,197	8,516	3,681	低所得者保険料軽減負担金			167	国への返還分	10,756	10,645	111	県への返還分	5,378	5,322	56	地域医療介護総合確保基金事業	93,213	91,768	1,445	地域福祉増進事業	3,661	1,882	1,779	生活保護費	173,419	142,810	30,609	子ども・子育て支援交付金	25,488	23,644	1,844	合計			49,135	
			項目	受入済額	国(県)負担額	差引返還額																																														
			重層的支援体制整備事業交付金			13,291																																														
			国への返還分	29,954	20,344	9,610																																														
			県への返還分	12,197	8,516	3,681																																														
			低所得者保険料軽減負担金			167																																														
			国への返還分	10,756	10,645	111																																														
			県への返還分	5,378	5,322	56																																														
			地域医療介護総合確保基金事業	93,213	91,768	1,445																																														
			地域福祉増進事業	3,661	1,882	1,779																																														
生活保護費	173,419	142,810	30,609																																																	
子ども・子育て支援交付金	25,488	23,644	1,844																																																	
合計			49,135																																																	
7	福祉 市民		特別会計繰出金等の調整 特別会計等の執行状況を踏まえ、負担金及び繰出金の額を調整します。 (単位:千円)	補正額 △ 17,550 特定財源 国支出金 2,714 県支出金 2,056 県支出金 △ 3,912 県支出金 651 一般財源 △ 19,059 国民健康保険基盤安定事業 国庫負担金 国民健康保険基盤安定事業 県負担金 後期高齢者医療保険基盤安 定事業県負担金 介護保険事業費県補助金																																																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補正前額</th> <th>決算見込額</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険特別会計繰出金</td> <td>196,385</td> <td>202,900</td> <td>6,515</td> </tr> <tr> <td>介護保険特別会計繰出金</td> <td>527,814</td> <td>530,071</td> <td>2,257</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療療養給付費負担金</td> <td>382,237</td> <td>360,977</td> <td>△ 21,260</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療特別会計繰出金</td> <td>103,543</td> <td>98,481</td> <td>△ 5,062</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>△ 17,550</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補正前額	決算見込額	補正額	国民健康保険特別会計繰出金	196,385	202,900	6,515	介護保険特別会計繰出金	527,814	530,071	2,257	後期高齢者医療療養給付費負担金	382,237	360,977	△ 21,260	後期高齢者医療特別会計繰出金	103,543	98,481	△ 5,062	合計			△ 17,550																									
			項目	補正前額	決算見込額	補正額																																														
			国民健康保険特別会計繰出金	196,385	202,900	6,515																																														
			介護保険特別会計繰出金	527,814	530,071	2,257																																														
			後期高齢者医療療養給付費負担金	382,237	360,977	△ 21,260																																														
			後期高齢者医療特別会計繰出金	103,543	98,481	△ 5,062																																														
			合計			△ 17,550																																														
			8	地域保健 生活環境	決算見込減額	衛生費不用額の減額と財源の調整 予算執行残見込額を減額します。 (単位:千円)	補正額 △ 10,000 特定財源 市債 △ 3,700 一般財源 △ 6,300 一般補助施設整備等事業債																																													
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補正前額</th> <th>決算見込額</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料</td> <td>18,950</td> <td>13,950</td> <td>△ 5,000</td> </tr> <tr> <td>公共施設再生可能エネルギー設備等導入</td> <td>56,167</td> <td>51,167</td> <td>△ 5,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>△ 10,000</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補正前額	決算見込額	補正額	新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料	18,950	13,950	△ 5,000	公共施設再生可能エネルギー設備等導入	56,167	51,167	△ 5,000	合計			△ 10,000																														
						項目	補正前額	決算見込額	補正額																																											
新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料	18,950	13,950				△ 5,000																																														
公共施設再生可能エネルギー設備等導入	56,167	51,167				△ 5,000																																														
合計						△ 10,000																																														
9	商工 観光	追加				温泉開発基金積立金の追加 入湯税の決算見込を踏まえ、温泉開発基金への積立金を追加します。 (単位:千円)	補正額 2,100 特定財源 入湯税 2,100 一般財源 0 入湯税																																													
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補正前額</th> <th>補正額</th> <th>補正後額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温泉開発基金積立金</td> <td>23,500</td> <td>2,100</td> <td>25,600</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補正前額	補正額	補正後額	温泉開発基金積立金	23,500	2,100	25,600																																						
						項目	補正前額	補正額	補正後額																																											
						温泉開発基金積立金	23,500	2,100	25,600																																											

No.	課名	区分	内容	補正額																	
10	商工 観光	国 補正	登山道整備事業 【繰越明許】 国の令和7年度第1次補正予算に関連する予算を計上します。 (単位:千円)	補正額 5,000 特定財源 国支出金 1,800 市債 2,200 一般財源 1,000 自然環境整備支援事業国庫補助金 一般補助施設整備等事業債																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名(箇所)</th> <th>事業費</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登山道整備(檜尾岳外)</td> <td>5,000</td> <td>工事:3,500、空輸:1,500</td> </tr> </tbody> </table>	事業名(箇所)	事業費	内容	登山道整備(檜尾岳外)	5,000	工事:3,500、空輸:1,500												
事業名(箇所)	事業費	内容																			
登山道整備(檜尾岳外)	5,000	工事:3,500、空輸:1,500																			
11	建設 都市 計画	決算 見込 減額	土木費不用額の減額 予算執行残見込額を減額します。 (単位:千円)	補正額 △ 24,900 特定財源 国支出金 △ 3,000 市債 △ 16,200 市債 △ 3,000 一般財源 △ 2,700 空き家対策総合支援事業補助金 地方道路等整備事業債 緊急自然災害防止対策事業債																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補正前額</th> <th>決算見込額</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新病院周辺整備</td> <td>18,000</td> <td>0</td> <td>△ 18,000</td> </tr> <tr> <td>新病院関連河川改良</td> <td>10,500</td> <td>7,500</td> <td>△ 3,000</td> </tr> <tr> <td>空家等対策計画策定</td> <td>12,400</td> <td>8,500</td> <td>△ 3,900</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>△ 24,900</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補正前額	決算見込額	補正額	新病院周辺整備	18,000	0	△ 18,000	新病院関連河川改良	10,500	7,500	△ 3,000	空家等対策計画策定	12,400	8,500	△ 3,900	合計	
項目	補正前額	決算見込額	補正額																		
新病院周辺整備	18,000	0	△ 18,000																		
新病院関連河川改良	10,500	7,500	△ 3,000																		
空家等対策計画策定	12,400	8,500	△ 3,900																		
合計			△ 24,900																		
12	危機 管理	決算 見込 減額	消防費不用額の減額 予算執行残見込額を減額します。 (単位:千円)	補正額 △ 4,186 特定財源 市債 △ 4,100 一般財源 △ 86 緊急防災・減災事業債																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補正前額</th> <th>決算見込額</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県衛星系防災行政無線設備負担金</td> <td>16,738</td> <td>12,552</td> <td>△ 4,186</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>△ 4,186</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補正前額	決算見込額	補正額	県衛星系防災行政無線設備負担金	16,738	12,552	△ 4,186	合計			△ 4,186						
項目	補正前額	決算見込額	補正額																		
県衛星系防災行政無線設備負担金	16,738	12,552	△ 4,186																		
合計			△ 4,186																		
13	子ども	決算 見込 減額	教育費不用額の減額 予算執行残見込額を減額します。 (単位:千円)	補正額 △ 3,520 特定財源 一般財源 △ 3,520																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補正前額</th> <th>決算見込額</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話交換機等備品(赤穂南小)</td> <td>3,520</td> <td>0</td> <td>△ 3,520</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>△ 3,520</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補正前額	決算見込額	補正額	電話交換機等備品(赤穂南小)	3,520	0	△ 3,520	合計			△ 3,520						
項目	補正前額	決算見込額	補正額																		
電話交換機等備品(赤穂南小)	3,520	0	△ 3,520																		
合計			△ 3,520																		
14	子ども	国 補正	小学校建設事業 【繰越明許】 国の令和7年度第1次補正予算に関連する予算を計上します。 【概要】 赤穂小・赤穂東小のトイレ洋式化を行います。 (単位:千円)	補正額 33,500 特定財源 国支出金 10,409 市債 19,400 市債 2,600 一般財源 1,091 学校施設環境改善交付金(補助率1/3) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 学校教育施設等整備事業債																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名・内容</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="3">財源</th> </tr> <tr> <th>国支出金</th> <th>市債</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤穂小・赤穂東小トイレ</td> <td>33,500</td> <td>10,409</td> <td>22,000</td> <td>1,091</td> </tr> </tbody> </table>	事業名・内容	事業費	財源			国支出金	市債	一般財源	赤穂小・赤穂東小トイレ	33,500	10,409	22,000	1,091					
事業名・内容	事業費	財源																			
		国支出金	市債	一般財源																	
赤穂小・赤穂東小トイレ	33,500	10,409	22,000	1,091																	
15	建設	決算 見込 減額	災害復旧費不用額の減額 予算執行残見込額を減額します。 (単位:千円)	補正額 △ 13,000 特定財源 国支出金 △ 9,264 市債 △ 5,600 一般財源 1,864 現年発生公共土木施設災害復旧費国庫負担金 現年発生公共土木施設災害復旧事業債																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補正前額</th> <th>決算見込額</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東伊那災害復旧工事(7/3豪雨)</td> <td>21,000</td> <td>8,000</td> <td>△ 13,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>△ 13,000</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補正前額	決算見込額	補正額	東伊那災害復旧工事(7/3豪雨)	21,000	8,000	△ 13,000	合計			△ 13,000						
項目	補正前額	決算見込額	補正額																		
東伊那災害復旧工事(7/3豪雨)	21,000	8,000	△ 13,000																		
合計			△ 13,000																		

No.	課名	区分	内容	補正額																												
16	企画 振興 外	決算 見込 減額	上伊那広域連合負担金の減額 今年度の負担額が確定したことに伴い、負担金を減額します。 (単位:千円)	補正額 Δ 63,000																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補正前</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負担金</td> <td>609,020</td> <td>Δ 63,000</td> <td>546,020</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補正前	補正額	補正後	負担金	609,020	Δ 63,000	546,020	特定 財源 国支出金 Δ 30,374																				
			項目	補正前	補正額	補正後																										
			負担金	609,020	Δ 63,000	546,020																										
一般財源 Δ 32,626	デジタル基盤改革支援補助 金																															
17	財政	決算 見込 減額	伊南行政組合負担金の減額 今年度の負担額が確定したことに伴い、負担金を減額します。 (単位:千円)	補正額 Δ 4,040																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補正前</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負担金</td> <td>709,274</td> <td>Δ 4,040</td> <td>705,234</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補正前	補正額	補正後	負担金	709,274	Δ 4,040	705,234	特定 財源																				
			項目	補正前	補正額	補正後																										
			負担金	709,274	Δ 4,040	705,234																										
一般財源 Δ 4,040																																
18	財政 生活 環境 建設 都市 計画		起債の減額(歳入) 決算見込みを踏まえ、起債を減額し財源を調整します。 (単位:千円)	補正額 0																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>補正前額</th> <th>補正額</th> <th>補正後額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共施設等適正管理推進事業債</td> <td>193,800</td> <td>Δ 115,200</td> <td>78,600</td> </tr> <tr> <td>一般補助施設整備等事業債</td> <td>41,200</td> <td>Δ 29,600</td> <td>11,600</td> </tr> <tr> <td>地方道路等整備事業債</td> <td>79,200</td> <td>Δ 79,200</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>一般事業債</td> <td>3,500</td> <td>Δ 3,500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>公営住宅建設事業債</td> <td>11,800</td> <td>Δ 11,800</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>329,500</td> <td>Δ 239,300</td> <td>90,200</td> </tr> </tbody> </table>	科目	補正前額	補正額	補正後額	公共施設等適正管理推進事業債	193,800	Δ 115,200	78,600	一般補助施設整備等事業債	41,200	Δ 29,600	11,600	地方道路等整備事業債	79,200	Δ 79,200	0	一般事業債	3,500	Δ 3,500	0	公営住宅建設事業債	11,800	Δ 11,800	0	合計	329,500	Δ 239,300	90,200	特定 財源 市債 Δ 115,200 市債 Δ 29,600 市債 Δ 79,200 市債 Δ 3,500 市債 Δ 11,800
			科目	補正前額	補正額	補正後額																										
			公共施設等適正管理推進事業債	193,800	Δ 115,200	78,600																										
			一般補助施設整備等事業債	41,200	Δ 29,600	11,600																										
			地方道路等整備事業債	79,200	Δ 79,200	0																										
			一般事業債	3,500	Δ 3,500	0																										
			公営住宅建設事業債	11,800	Δ 11,800	0																										
			合計	329,500	Δ 239,300	90,200																										
			一般財源 239,300	公共施設等適正管理推進事 業債 一般補助施設整備等事業債 地方道路等整備事業債 一般事業債 公営住宅建設事業債																												
19	財政		基金繰入金の調整(歳入) 決算見込を踏まえ、基金繰入金を調整します。 (単位:千円)	補正額 0																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補正前額</th> <th>補正額</th> <th>補正後額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減債基金繰入金</td> <td>70,000</td> <td>Δ 70,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ふるさとづくり基金繰入金</td> <td>641,000</td> <td>Δ 110,000</td> <td>531,000</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補正前額	補正額	補正後額	減債基金繰入金	70,000	Δ 70,000	0	ふるさとづくり基金繰入金	641,000	Δ 110,000	531,000	特定 財源 繰入金 Δ 70,000 繰入金 Δ 110,000																
			項目	補正前額	補正額	補正後額																										
			減債基金繰入金	70,000	Δ 70,000	0																										
ふるさとづくり基金繰入金	641,000	Δ 110,000	531,000																													
一般財源 180,000	減債基金繰入金 ふるさとづくり基金繰入金																															
20	財政		減債基金積立金 普通交付税の臨時財政対策債償還基金分を減債基金へ積み立てます。	補正額 31,928																												
			特定 財源	一般財源 31,928																												
21	財政		財政調整基金積立金 決算見込調整等で生じた余剰金を財政調整基金へ積み立てます。	補正額 80,000																												
			特定 財源	一般財源 80,000																												
22	財政	追加	予備費 年度末の不測の事態に備えて予備費を増額するための予算を計上します。	補正額 4,858																												
			特定 財源	一般財源 4,858																												
				歳出補正総額 493,182																												
				特定財源 Δ 95,143																												
				一般財源 588,325																												

【歳入】

(単位 千円)

款	内容	歳入項目			補正額計
		(補正前)	(補正後)	補正額	
市税	法人税	366,900	344,900	△ 22,000	△ 22,000
	固定資産税	2,251,980	2,329,980	78,000	78,000
	入湯税	31,500	33,600	2,100	2,100
地方交付税	普通交付税	3,565,105	3,826,912	261,807	261,807
国支出金	デジタル基盤改革支援補助金	232,112	201,738	△ 30,374	△ 30,374
	障害者介護給付費国庫負担金	517,000	529,500	12,500	12,500
	保険基盤安定国庫負担金	23,128	25,842	2,714	2,714
	現年発生公共土木施設災害復旧費国庫負担金	13,333	4,069	△ 9,264	△ 9,264
	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	476,260	462,220	△ 14,040	△ 14,040
	自然環境整備支援事業国庫補助金	0	1,800	1,800	1,800
	空き家対策総合支援事業補助金	6,000	3,000	△ 3,000	△ 3,000
	学校施設環境改善交付金	0	10,409	10,409	10,409
県支出金	障害者介護給付費県負担金	258,500	264,750	6,250	6,250
	保険基盤安定事業県負担金	69,252	71,308	2,056	2,056
	後期高齢者医療保険基盤安定事業県負担金	74,814	70,902	△ 3,912	△ 3,912
	介護保険事業費県補助金	53,491	54,142	651	651
寄附金	ふるさと寄附金	1,410,000	1,760,000	350,000	350,000
	総務費寄附金	0	3,000	3,000	3,000
繰入金	介護保険特別会計繰入金	15,552	15,774	222	222
	減債基金繰入金	70,000	0	△ 70,000	△ 70,000
	ふるさとづくり基金繰入金	641,000	531,000	△ 110,000	△ 110,000
繰越金	一般繰越金	290,968	561,486	270,518	270,518
雑入	雑入(福祉課)	1,078	2,523	1,445	1,445
市債	公共施設等適正管理推進事業債	193,800	78,600	△ 115,200	△ 115,200
	一般補助施設整備等事業債	41,200	10,100	△ 31,100	△ 31,100
	地方道路等整備事業債	95,400	0	△ 95,400	△ 95,400
	一般事業債	3,500	0	△ 3,500	△ 3,500
	緊急自然災害防止対策事業債	240,500	237,500	△ 3,000	△ 3,000
	公営住宅建設事業債	11,800	0	△ 11,800	△ 11,800
	緊急防災・減災事業債	687,300	683,200	△ 4,100	△ 4,100
	学校教育施設等整備事業債	0	2,600	2,600	2,600
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	109,900	129,300	19,400	19,400
	現年発生公共土木施設災害復旧事業債	9,900	4,300	△ 5,600	△ 5,600
				歳入補正総額	493,182
				特定財源	△ 95,143
				一般財源	588,325

【繰越明許費】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
商工費	商工費	地域おこし協力隊起業等支援事業補助金	1,000
商工費	商工費	登山道整備事業	5,000
土木費	道路橋梁費	道路維持事業	38,000
土木費	道路橋梁費	社会資本整備総合交付金 道路改良事業	5,900
土木費	道路橋梁費	市単道路舗装事業	13,000
土木費	道路橋梁費	市単交通安全施設整備事業	4,000
土木費	道路橋梁費	社会資本整備総合交付金 通学路交安事業	9,700
教育費	小学校費	赤穂東小学校トイレ改修・赤穂小学校トイレ改修工事	33,500

令和7年度 介護保険特別会計補正予算(第3号)

【介護保険特別会計補正予算(第3号)予算規模】 5,155千円 (3,559,820千円 → 3,564,975千円)

(単位 千円)

課	区分	内容	歳入補正額				
			補正額	5,155			
福祉		上伊那広域連合の負担金の確定、地域支援事業の精算等に伴う予算を計上します。					
			(単位:千円)				
			区分		補正額		
			歳入			5,155	
				国庫支出金	地域支援事業交付金	1,249	
				支払基金交付金	地域支援事業支援交付金	782	
				県支出金	地域支援事業交付金	867	
				繰入金	一般会計繰入金	2,257	
			歳出			5,155	
				上伊那広域連合負担金		2,057	
				医師意見書手数料		200	
				給付準備基金積立金		2,676	
一般会計繰出金		222					

令和7年度 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

【国民健康保険特別会計補正予算(第2号)予算規模】 72,895千円 (2,677,495千円 →2,750,390千円)

(単位 千円)

課	区分	内容	歳入補正額			
			補正額	72,895		
市民		今年度の事業実績、前年度繰越金、補助金返還金及び保険給付費等交付金返還金の確定に伴い補正します。				
		(単位:千円)				
		区分		補正額		
				72,895		
		歳入	国支出金	子ども・子育て支援事業費補助金	6,911	
			県交付金	普通交付金	50,000	
			県交付金	特別交付金	△ 5,693	
			繰入金	一般会計繰入金	6,515	
			繰入金	基金繰入金	△ 13,173	
			繰入金	繰越金	13,793	
			諸収入	保険給付費等交付金返還金	14,542	
				72,895		
		歳出	上伊那広域連合負担金		7,385	
			社会保障・税番号制度システム整備費等補助金返還金		144	
			療養給付費		20,000	
			高額療養費		30,000	
			保険給付費等交付金返還金		15,366	

令和7年度 後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

【後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)予算規模】 27,322千円 (546,046千円 →573,368千円)

(単位 千円)

課	区分	内容	歳入補正額			
			補正額	27,322		
市民		保険料徴収の実績、子ども・子育て支援事業によるシステム改修等に伴い歳入歳出を補正します。				
		(単位:千円)				
		区分		補正額		
				27,322		
		歳入	後期高齢者医療保険料		26,599	
			一般会計繰入金		△ 5,062	
			繰越金		1,028	
			国庫支出金	子ども・子育て支援事業費補助金	4,757	
				27,322		
		歳出	上伊那広域連合負担金		4,912	
後期高齢者医療保険料納付金			22,410			

令和7年度 公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(単位 千円)

課	区分	内容	補正額	
			補正額	
上下水道		令和6年度に借り入れた資本費平準化債により、企業債利息及び資本費平準化債償還金の増加に伴う予算を計上します。 (単位:千円)	補正額	5,874
			区分	補正額
			企業債利息	1,599
			企業債償還金	▲ 5,817
			資本費平準化債償還金	10,092
			合計	5,874

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する条例の制定および一部改正について

1. 新規制定

駒ヶ根市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(1) 制定事由

基準府令として「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)」(認可の基準)は制定されていますが、これと別の基準府令として、「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」(以下「運営基準」といいます。)が制定されたものです。

本条例は、事業者が給付を受けるために市町村(特別区を含みます。以下同じです。)から子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受ける基準となる条例を市町村が定める際の基準となるものです。

(2) 施行日

令和8年4月1日

2. 一部改正

駒ヶ根市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 改正事由

基準府令として「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)」について、一部改正が行われたことにより改正するもの。

なお、設備運営基準の改正内容は、現行の規定の文言等の整理を行うものにとどまり、実質的な基準の変更を行うものではない。

(2) 施行日

令和8年4月1日

3. 例規体系について

別紙のとおり

(別紙)

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する例規体系について

内閣府令において、「乳児等通園支援事業」、「特定乳児等通園支援事業」はそれぞれ異なる法的性質を持っています。

(1) 乳児等通園支援事業

(=サービスの「中身」のこと)

親が働いているかどうかにかかわらず、「月 10 時間まで、誰でも保育園などを利用できる制度」そのものを指します。

対 象： 保育園や幼稚園に通っていない 0 歳 6 ヶ月～3 歳未満の子

目 的： 全ての子に集団生活の機会を、全ての親にリフレッシュや相談の場を。

●乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準（内閣府令）

↓ 駒ヶ根市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例

↓ 駒ヶ根市乳児等通園支援事業の認可に関する規則

※児童福祉法に基づき、事業を行う者が備えるべき「設備」や「運営」の最低基準の詳細を定め、認可するための規則

駒ヶ根市乳児等通園支援事業実施要綱

※事業の具体的な進め方（対象者、利用時間、利用料、職員配置など）を統一的な指針として定める要綱

(2) 特定乳児等通園支援事業

(=「お金のルール」に関わる呼び方のこと)

「乳児等通園支援事業」を行う施設のうち、市町村から「給付金（補助金）の支払いの許可」と確認（認定）を受けた施設が行う事業のことです。

特定がつく理由： 国や自治体が利用料を補助（給付）するには、その施設が一定の基準（職員の数や安全面）を満たしている必要があり、「誰でも通園」を提供していて、かつ「補助金の対象事業所」という看板を掲げている状態。

●特定乳児等通園支援事業の運営の基準（内閣府令）

↓ 駒ヶ根市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

↓ 駒ヶ根市特定乳児等通園支援事業者の確認に関する要綱

※給付金（補助金）の支払い対象となる事業者が、法令を遵守し、適正な経営を行っているかを確認する手順を定めるための要綱

駒ヶ根市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

令和 年 月 日
条例 第 号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、長野県、市、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況そ

の他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) その提供する特定乳児等通園支援の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の

13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第19条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

駒ヶ根市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

駒ヶ根市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年
条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に改め、同条中
「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事
業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を
「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を
「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「に係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法（平成24年法律
第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を
加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う
事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場
合には、前2条の規定は適用しない。

第27条中「この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは
「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行
う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。」を削る。

第28条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

駒ヶ根市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>駒ヶ根市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 令和7年12月19日 条例第26号</p> <p><u>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けたものでなければならぬ。</p> <p>(<u>乳児等通園支援事業者</u>の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>虐待等の防止</u>)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(<u>乳児等通園支援事業所内部の規程</u>)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに</u>利用に当たったての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(秘密保持等)</p>	<p>駒ヶ根市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 令和7年12月19日 条例第26号</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けたものでなければならぬ。</p> <p>(<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>虐待等の禁止</u>)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(<u>乳児等通園支援事業所内部の規程</u>)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の利用</u>に当たったての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(秘密保持等)</p>

改正前

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 略

2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用乳幼児数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

改正後

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 略

2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確定において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用乳幼児数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

改正前

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等）の知覚によつて認識された紙その他の有体物を用いて、以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

改正後

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等）の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物を用いて、以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

R8-2 定例教育委員会報告

行事共催等承認申請一覧(専決分報告)

区分	案件番号	行事の名称	団体名	開催日	開催場所	承認	備考
後援	7-135	子供食堂 食事提供	つながる食堂おいでなんしょ子供食堂	令和8年2月22日(日)	ふれあいセンター	承認	
後援	7-144	Fun Fun English	南箕輪村役場 地域づくり推進課	令和8年2月22日(日)23日(月)	南箕輪村公民館、田畑公民館	承認	
後援	7-145	春休み短期水泳教室	ISC駒ヶ根スイミングクラブ	令和8年3月24日(火)～令和8年3月28日(土)	ISC駒ヶ根スイミングクラブ	承認	
後援	7-146	第29回駒ヶ根市空手道選手権大会	空手スポーツ少年団	令和8年3月29日(日)	武道館	承認	
後援	7-147	第101回記念伊那美術展	伊那美術会	令和8年6月7日(日)～令和8年6月14日(日)	伊那文化会館 美術展ホール	承認	
後援	7-148	JA上伊那あぐりスクール	上伊那農業協同組合	令和8年4月25日(土)9:00～令和8年12月12日(土)13:00	JA上伊那本所、伊那市東春近の圃場、(株)JA菜園、みはらしファーム	承認	
後援	7-149	令和8年度 倫理経営講演会	長野県伊南倫理法人会	令和8年5月20日(水)18時30分から20時30分	赤穂公民館 商工会館5階	承認	
後援	7-150	科学実験キャンプ2026冬	科学実験室ファラット	令和8年3月14日(土)～令和8年3月15日(日)	木曾郡大滝村おんたけ休眠村	不承認	新規
後援	7-151	カントリーライド信州 アメリカンフードフェスティバル 2026	カントリー信州観光推進協会	令和8年5月31日(日)10:00～17:00	飯島町与田切公園	承認	
後援	7-152	第4回囲碁×謎解きオンライン脱出ゲーム	令和GO碁GO!	令和8年5月3日(日)15:00～17:00	富山県民会館	承認	
後援	7-153	第23回定期演奏会	アンサンブル信州in宮田を育てる会	令和8年7月3日(金)子どもの部14:00～15:00 令和8年7月4日(土)一般の部14:30～16:00	駒ヶ根市文化会館 大ホール	承認	

共催 0件
後援 11件
協賛 0件
11件

うち新規
1件

承認 10件
不承認 1件
協議中 0件
11件